「(仮称)白石越河風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、アカシア・リニューアブルズ株式会社が、宮城県白石市において、最大で総出力38,400kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、宮城県においては、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、環境面、経済面、社会面を統合的に評価し、再生可能エネルギーの導入を促進しうるエリア、環境保全を優先するエリア等を設定するゾーニングの検討が平成28年度及び平成29年度に実施されているが、本事業の事業実施想定区域は、その促進しうるエリアに含まれていないことから、今後の環境影響評価手続においては、より慎重な検討が必要となる。

また、事業実施想定区域の大部分が、現時点において、他事業者が計画する風力発電事業の事業実施想定区域と重複していることから、今後、事業者間での十分な協議・調整が行われなければ、実現可能な事業計画に基づいた適切な環境影響評価を行うことが困難となることが懸念される。

さらに、同区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカの生息が確認されているほか、ハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1.総論

(1)対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定においては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した事業の円滑な実施の観点から、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」によりゾーニングを行っている宮城県との情報共有、意見交換等を積極的に実施し、得られた有益な知見等を適切に事業内容に反映させること。

本事業の事業実施想定区域の大部分が、現時点において、他事業者が計画する風力 発電事業の事業実施想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計 画に係る協議・調整等を行い、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実 施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。加えて、事業実施想定区域の尾根筋の西側及び北側の鉢森山周辺には保安林が広く分布していることから、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で改変を想定しない範囲を除外すること。

(2)累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影、鳥類並びに景観等に対する累積的な影響が懸念される。このため、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。また、これらの検討に当たっては、関係行政機関等の意見を十分勘案し、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3)事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 . 各論

(1)騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。したがって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。したがって、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカの生息が確認されているほか、ハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。